令和3年第2回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

Γ.		△ 10.0 (C.) C. (C.) C							
1	日 時	令和3年2月17日 (水) 午前9時25分~午前10時20分 							
2	場所	千葉市緑区役所 4階選挙管理委員会室							
3	出席委員	委員長	小峰 敏和	委 員	岩坂	展子			
		委員	淺野 千秋	委員	山澤	菊枝			
4	出席書記	事務局長	柏原 郁夫	選挙班主査	中田	和利			
5	議題	報告第1号	選挙人名簿の登録の移替えの延期について						
		議案第3号	ポスター掲示場の設置場所の決定について						
		議案第4号	選挙人名簿の抹消者について						
		議案第5号	在外選挙人名簿の抹消者について						
		議案第6号	在外選挙人名簿への登録の移転について						
		議案第7号	投票所及び開票所における秩序保持基準の策定について						
	議事の概要	選と 議 原 議 決 議 と 議 原 議 決 議 と 案 不案 第 案 選定 第 外り 第 外の 7 所っ 他 (6) またい (7)	・ ・ 在外選挙人名簿の抹消者について 挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案の						
7	会議経過	事務局	報告第1号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について 事務局 : 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の 規定により、登録の移替えを千葉県知事選挙及び千葉市長選挙期日 まで延期したので報告する。 質 疑 : 特になかった。						

7 会議経過

(続き)

(2)議案第3号 ポスター掲示場の設置場所の決定について

事務局 : 公職選挙法第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場の設置

を決定する。

質 疑 : 特になかった。

(3) 議案第4号 選挙人名簿の抹消者について

:前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失 事務局

> 者や、住所の移動により4か月を経過した者、在外選挙人名簿への 登録移転を行った者及び誤載者について、本日付で緑区の選挙人名

簿から抹消する。

: 特になかった。 質疑

(4) 議案第5号 在外選挙人名簿の抹消者について

:前回の委員会時の名簿登録者から、死亡者や、日本国内に住所を

移して4か月を経過した者及び誤載者について、本日付で緑区の

在外選挙人名簿から抹消する。

質 疑 : 特になかった。

(5)議案第6号 在外選挙人名簿への登録の移転について

:前回の登録時から本日までの間において、在外選挙人名簿の出国時 事務局

申請を受け、登録資格があるとした者について、緑区の在外選挙人

名簿への登録の移転をする。

: 特になかった。 質 疑

(6)議案第7号 投票所及び開票所における秩序保持基準の制定について

事務局

: 投・開票所における秩序を保持し、もって、選挙人の公正な投票 及び選挙事務の適正な執行を図ることを目的として、緑区内の投・ 開票所における秩序保持基準を新たに制定することとし、禁止事項

の説明を行った。

: 秩序保持基準は緑区だけでなく他区でも制定するのか。

事務局 :緑区と同様に各区の委員会において検討し、制定する予定である。

:開票所でのスマートフォンの使用や写真等の撮影について、参観人 質疑②

は除外とのことだが、参観人とはどのような者か。

: 緑区の選挙人名簿に登載されている方で、開票状況の見学に来た方 事務局

である。

質疑後に、同基準について委員長決裁で制定することが決定した。